

# 税収の使途について

## I 中間とりまとめにおける指摘事項

### (使途の内容)

- 税収の活用を考えるに当たっては、府省の所管にかかわらず、政府全体で、効率的で確実な二酸化炭素削減につながる対策への支援を行うことを基本とすべきである。
- 使途の内容や効果等を明確に示し、透明性のある使い方をすべきである、また、税収を用いて費用対効果の良い対策から優先的に実施する仕組みを設けることを検討すべきである、補助金よりも行政コストが比較的小さい租税特別措置のような施策が望ましいという指摘があった。
- さらに、個人・法人所得減税や社会保険料の軽減などによって、税収中立を目指す考え方を示す指摘もあった。
- 具体的な使途のイメージとして、専門委員会報告は、省エネ機器の買換え促進等の一般家庭の取組支援、低公害車・低燃費車の普及促進やモーダルシフト等運輸部門の取組支援、先駆的な対策技術の導入支援等事業者の取組支援、代替フロン等3ガス削減対策、森林対策、京都メカニズムの有効活用などを例示している。
- 京都議定書の削減目標達成のために算入できる我が国の森林経営による獲得吸収量の上限値は基準年総排出量比約3.9%であるが、民有林等の経営状態が厳しい現状における森林整備水準では、2010年度における吸収量の見通しは約3.1%程度にとどまるおそれがある。このため、税収を森林整備や木材使用、バイオマス使用等の森林吸収源対策に積極的に活用すべきであるとの指摘があった。
- また、風力発電、太陽光発電やバイオマス発電などの自然エネルギーの促進に活用すべきという指摘があった。
- 我が国で温暖化対策に関連する施策のために毎年支出されている1兆2,000億円を超える政府予算の評価・見直しを十分に踏まえるべきとの指摘があった。
- 税収の使途については、今後、これらの点に十分留意しつつ、早急にその具体像を提示していく必要がある。

### (特別会計とするか、一般財源とするか)

- 温暖化対策税制について国民の理解を得るためには、税の目的・使途を明確にすべきであり、温暖化対策税制を温暖化対策の目的税とし、特別会計とするべきだとの指摘があった。しかし、特別会計を設けた場合には、予算の硬直化を招くおそれがある。このため、特別会計を設けない場合であっても税収が温暖化対策に用いられるための措置を検討すべきである。

### (地方公共団体の位置付け)

- また、温暖化対策については、国との連携の下、地方公共団体においても一層積極的に実施されることが期待される。各地域における様々な取組を促進するために、地方公共団体にも税収を配分すべきだとの指摘があった。税収の一部を地方の財源とする場合においても、国と同様に、当該財源が確実に温暖化対策に用いられるための措置を検討すべきである。

## II 第13回施策総合企画小委員会提出資料の概要

### 1. 税収の使途についての考え方

一般的に税収の活用方法を検討する場合、以下の方向性で考え方を整理することができる。

I 温暖化対策の財源	温暖化対策の財源として活用する。 例)・省エネ機器の買換え促進 ・低公害車・低燃費車の普及促進、モーダルシフト ・先駆的な対策技術の導入支援 ・自然エネルギーの促進 ・代替フロン等3ガス削減対策 ・森林対策 ・京都メカニズムの活用
II 一般財源	幅広い財政目的に活用する。 例)・公的サービス一般 ・社会保険料軽減の財源 例)年金、医療保険、介護保険、雇用保険等 ・個人・法人所得課税減税の財源
III 温暖化対策の財源 +一般財源	温暖化対策の財源とするとともに、一般財源としても幅広い財政目的に活用する。

(参考) 諸外国の温暖化対策税制における税収の使途

国名	使途の例
フィンランド	○一般財源（所得税等の減収分に活用）
スウェーデン	○一般財源（所得税等の減収分に活用）
ノルウェー	○一般財源
デンマーク	○一般財源 （民生部門からの税収は、石油等の個別消費税の減税に充当。産業部門からの税収は、雇用者の社会保険負担の軽減、中小企業用補助金、省エネ投資補助等として産業部門に還元）
オランダ	【一般燃料税】 ○一般財源 【エネルギー規制税】 ○他の税の軽減や省エネ等に対する財政的措置を通じて、課税対象部門（家庭及び企業）にそれぞれの納税額に応じて還元。
ドイツ	○税収のうち、90%弱を雇用者、被雇用者両方の年金保険料負担の軽減に用いる。 ○残りは、再生可能エネルギーの普及等温暖化対策に使用している。
イタリア	○一般財源（社会保険負担の軽減、エネルギー効率を高めるための設備投資への補助等に活用。）
イギリス	○税収の大半（約80%）は、雇用者の年金保険料負担額の引き下げ（0.3%）により産業部門に還元。 ○カーボントラスト（政府の設立した独立の非営利企業）等がエネルギー効率対策事業を実施。 ○省エネ投資に対する資本控除拡大制度実施の財源に充当。

## 2. 税収の使途として考えられる温暖化対策の例について

- 温暖化対策税制の税収を温暖化対策に充てる場合、どのようなものに充てるかについては、政府の温暖化対策を総合的に取りまとめた「地球温暖化対策推進大綱」の見直し作業を踏まえて検討すべきである。この作業の中で追加的対策・施策とされたものの中には、規制や自主的取組によるもののように経済的措置でないものもあるが、実現するためには経済的措置が必要なものも多い。
- これら経済的措置の必要なものの内、以下のような基準で、使途を検討すべきではないか。
  - ①普及目標が設定されており、今後大幅な普及・導入が必要なため、追加的財政支援が必要と考えられるもの
  - ②大きな削減量が見込まれているもの、ないし現状では普及・導入が補助制度に支えられておりその継続・拡大が必要と考えられるもの
  - ③削減対策としての費用対効果が高いため、ないし先行導入の必要性が高いため、支援措置を講じていくことが適当と考えられるもの
- これらを分類毎に整理すると以下の通りである。

### 世界最高水準のグリーンな交通の実現

- －低公害車、低燃費車の購入促進
- －鉄道へのモーダルシフトの促進

### 環境設備支援と環境産業の育成

- －省エネ機器の購入促進
- －ビルの省エネ改修（ESCO事業等）の促進
- －太陽光発電装置の導入促進

### 豊かで環境に優しい生活の実現

- －省エネ機器の購入促進
- －住宅の断熱向上
- －太陽光発電装置、燃料電池の導入促進

### クリーンエネルギーへの転換

- －風力、太陽光、バイオマスなど新エネルギーの促進
- －天然ガス火力の設備利用率の向上

### 費用対効果の良い代替フロン等3ガス対策の推進

### 緑の国づくり（森林対策）

### 京都メカニズムの有効活用

○AIMモデルによる試算の結果では、炭素1トン当たり約3,600円の税を課し、その税収を全て温暖化対策に用いると、エネルギー起源CO<sub>2</sub>の対策強化ケースの見通しを達成できるとされ、その際の、産業・運輸・業務・家庭の4部門における補助の総額が10,100億円/年とされる。実際には、経済的措置の他に自主的取組、情動的取組、規制的取組といった様々な施策がある。これら様々な施策による分担を考慮して、対策費用の規模をより小さくし、これに伴って温暖化対策税の税率をより低くすることが考えられる。

○今後の検討は以下の点にも留意しつつ、今後の検討を進めていくことが適当である。

- ① 産業部門の自主行動計画などについては、既存支援策の対象となっているものも含まれるが、追加的支援が必要かどうか現時点では不明である。今後さらに検討していく必要がある。
- ② 2010年までに確実に効果を発揮するものを抽出したものであり、技術開発や都市構造の転換など中長期に削減効果を発揮する対策は掲げていないが、脱温暖化社会を実現していくという観点から、こうした対策への支援も考慮することが考えられる。
- ③ スーパーエコシップなどについては普及目標や費用の具体的情報を現段階では得られなかったため今回掲げていない。今後の検討の中で候補となりうるのではないかとと思われるものもある。

### 3. 目的税・特定財源に関する考え方

- 目的税・特定財源は、会計区分が明確となり、このような財源確保に有効な仕組みではあるが、一方では資源の適正な配分を歪め、財政の硬直化の一因となるといわれている。また、租税の基本的な考え方に照らすと、目的税・特定財源ではなく、一般財源とすることが基本的には望ましいとされている。
- 温暖化対策税制の設計に際しては、目的税・特定財源とし、税収を特別会計に繰り入れるということも考えられるが、一般財源として税収を一般会計に繰り入れた上、これを温暖化対策のための補助金や他の税の減税財源として明確にすることも、目的税や特定財源とすることと同様の効果を発揮し得ると考えられる。

### 4. 地球温暖化対策における地方公共団体の役割

- 地球温暖化対策の推進に関する法律等において掲げられている温暖化対策における地方公共団体の役割や、地方において実施されている温暖化対策の現状等を踏まえれば、温暖化対策税制と地方の温暖化対策についての考え方は以下のとおり整理することができるのではないかと考えられる。
  - 一 大綱の評価・見直しの結果、温暖化対策税制を導入し、その税収を温暖化対策に活用することとした場合において、その対策が、地方公共団体によって実施されるべきものであるとき（例えば、温暖化対策を促進するための活動推進センターの運営、庁舎・公立施設の改修等）は、その財源の確保を図るため、税収の一定割合を地方の財源とする必要があると考えられる。
  - 一 税収の一部を地方公共団体の対策に活用する方法を検討する際には、温暖化対策税制の一部を地方税とすること、地方譲与税や地方交付税の仕組みを活用すること、補助金・交付金を交付することが考えられる。

税財政における国と地方の関係についての現在の議論も踏まえると、可能な限り地方公共団体の自主性を損なわないようにする必要があるが、税収の一定割合を地方の財源とする場合には、国と同様に、当該財源が確実に温暖化対策に用いられるような措置を講じるべきである。

### Ⅲ 施策総合企画小委員会における主な指摘

#### 【税収の使途の考え方について】

- 税収中立について、更に検討すべき。税収中立にする場合、どう減税するかという問題があるが、政府との協定締結との組み合わせや租税特別措置でやったらどうか。京都メカニズムに使うのは真に効果的なCDMの支援、クレジット買取制度などとするなど検討すべき。

#### 【税収を地球温暖化対策に充てる場合の内容について】

- できるだけ費用対効果の順位を付けて検討すべき。入札方式も検討すべき。
- 省の枠を超えて納得のいく議論をし、家庭の視点から見ても納得のいくものを出して欲しい。
- 地球温暖化対策には、自治体の役割が重要であり、使途を検討する上でも自治体をどう位置づけるかというのは、重要な課題。
- 森林については、認められたシンクを稼ぐためにどれぐらいの財源が必要かという観点から考えるべき。森林経営の厳しさなどとは違う議論。
- 市民からお金をとり、環境教育のツールとしてとっていけばいい。これを炭酸ガスの削減に努力した企業に対して戻す仕組みを上手につくっていくことで、今は環境税に反対している電力会社も古い施設をバイオマス発電に変えていくことによって、すごく大きな社会貢献となるのではないか。また、それが海外へのビジネスチャンスとなるのではないか。

#### 【その他】

- これまでの対策・施策について、全体でどれだけのお金がかかり、どれだけの効果が得られるのか、しっかりした定量的評価が必要。また一般財源で税収が温暖化対策へ確実に充てられるのか疑問。
- 税収を用いなくても、既存の財源、追加的な規制などにより、地球温暖化対策は十分可能ではないか。